

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進

(1) 認知症高齢者支援

全国の認知症高齢者数は、平成17（2005）年には約169万人であると推計され、平成27（2015）年には約250万人、平成37（2025）年には約323万人となると推計されています。（「2015年の高齢者介護」高齢者介護研究会 平成15（2003）年6月）

大阪市においては、平成23（2011）年11月末現在の介護保険第1号被保険者に対して、何らかの介護・支援を必要とする認知症高齢者（要介護認定において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上）は54,736人となっています。4年前の調査と比較すると、10,284人の増加（増加率は、23.1%）となっており、高齢者人口（第1号被保険者数）の伸び（6.8%）を上回っています。今後も75歳以上を中心とした高齢者数の増に伴い、さらなる増加が見込まれます。

ア 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢者やその家族、地域社会全体が認知症に関する知識や理解を深めるため、

- ◆ 講演会や研修会等啓発活動を推進します。
- ◆ 「認知症サポーター」を平成26（2014）年度までに8万人を養成します。
- ◆ 地域での活動範囲の拡大をめざし、認知症サポーターやサポーターの講師役の「キャラバン・メイト」の活動支援や組織化等に努めます。

【主な事業】

- ・キャラバン・メイトを含む認知症サポーター養成業務
- ・認知症介護実践者等養成研修

イ 認知症の早期発見、早期対応のしくみづくり

市民に対し、認知症に関する様々な啓発を行うとともに、医療機関や保健福祉関係機関の緊密な連携により、早期の受診、専門医による正確な診断及び適切な治療・対応を実現するしくみを構築するために、

- ◆ かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に関係機関が連携するネットワークの維持定着・発展に努めます。
- ◆ サポート医の養成やかかりつけ医の認知症理解を深める事業を進めるとともに、医療機関相互のネットワークの維持定着・発展を目指します。
- ◆ 地域包括支援センターや区保健福祉センター、弘済院等の相談機能の充実を図るとともに、関係機関相互の情報の共有化や情報発信機能の強化に努めます。
- ◆ 介護保険等の在宅生活を支援するサービスや、グループホーム等の施設・居住系サービスの提供に努めるとともに、適切な認知症ケアにあたる人材育成を図ります。

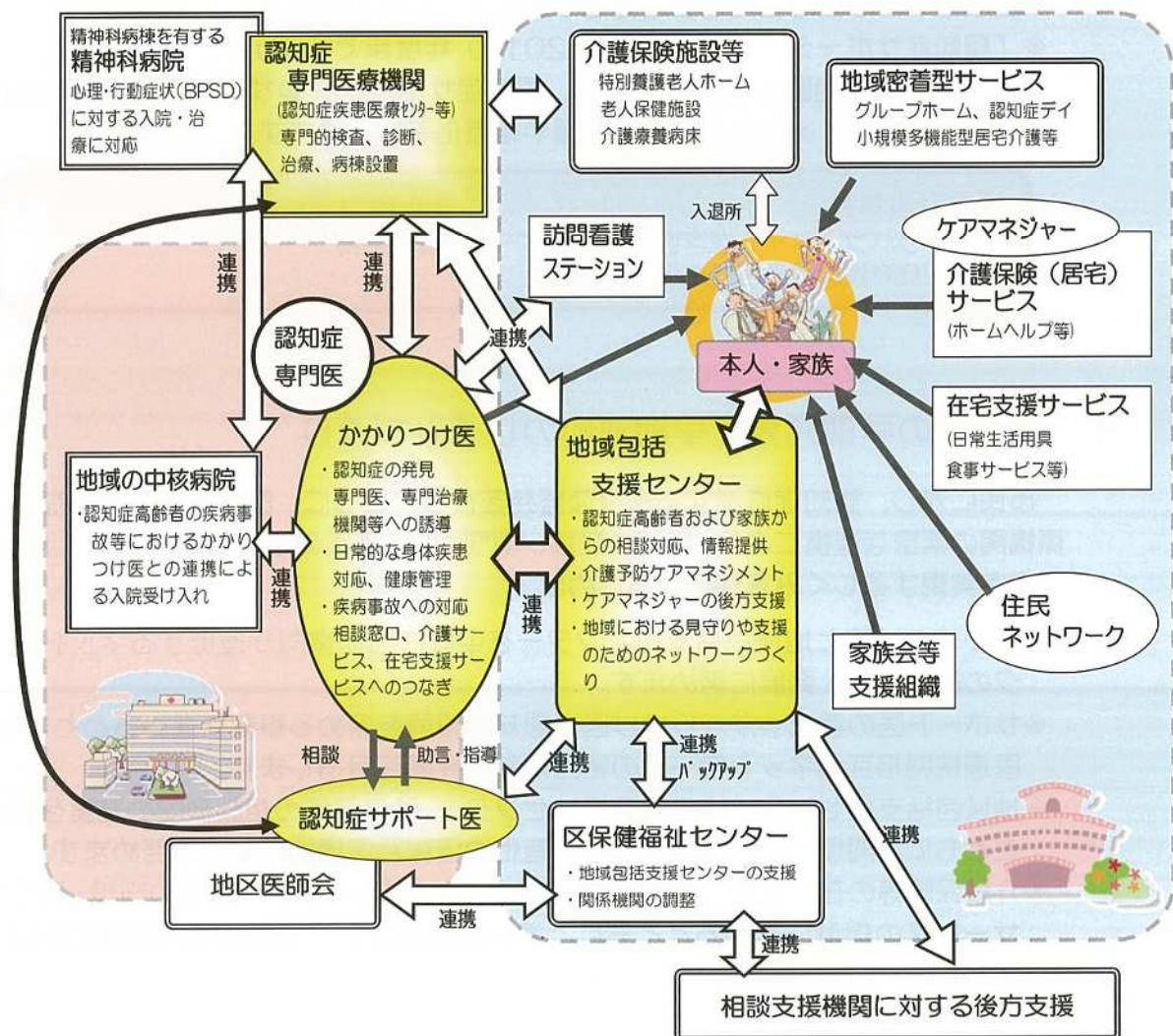
【主な事業】

- ・認知症医療支援事業
- ・認知症高齢者等支援の地域連携を図るための事業
- ・認知症対策連携強化事業
- ・大阪市立弘済院の「もの忘れ外来」
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の介護保険サービス

ウ 認知症にかかるサービスの質の向上

- ◆就労・子育て等、高齢者と異なる課題がある若年認知症について、対策を検討します。
- ◆認知症の専門医療機能と専門介護機能を有する大阪市立弘済院において、今後も認知症の早期発見、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。また、施設の特徴を活かし、困難症例への対応を行うとともに、大阪市立大学医学部等との連携も行いながら新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。

区における認知症高齢者支援ネットワーク（連携体制） 概念図



(2) 権利擁護施策の推進

ア 高齢者虐待防止への取組みの充実

＜大阪市における高齢者虐待の通報等件数の推移＞

高齢者虐待の相談・通報・届出件数		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
養護者によるもの		416件	491件	461件	534件
通報 窓口	区保健福祉センター	146件	191件	163件	173件
	地域包括支援センター	270件	300件	298件	361件
うち虐待と判断した件数		297件	355件	340件	376件
通報 窓口	区保健福祉センター	105件	128件	123件	112件
	地域包括支援センター	192件	227件	217件	264件
養介護施設従事者等によるもの		15件	22件	23件	29件
うち虐待と判断した件数		3件	4件	4件	5件

(健康福祉局調べ)

高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みとして、

- ◆ 地域住民へ高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ◆ 関係機関等の参画する高齢者虐待防止連絡会議における情報共有や連携強化を図ります。
- ◆ 区保健福祉センターや地域包括支援センターの専門性の向上と連携強化を行います。
- ◆ 介護家族の介護負担等の軽減を図るため相談や支援を行います。

【主な事業】

- ・ 区保健福祉センターや地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談・支援
- ・ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

イ 権利擁護施策や日常生活支援施策の推進

あんしんさぽーと事業や成年後見制度のニーズへ確実に対応できるよう、

- ◆ あんしんさぽーと事業においては、相談員による福祉サービスの利用援助や生活支援員による金銭管理等、ニーズに合わせた事業運営を行います。
- ◆ 市民後見人の養成や活動支援を行い、成年後見制度の担い手の裾野を広げます。

【主な事業】

- ・ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）
- ・ 成年後見支援センターでの成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度に係る市長審判請求